

※「申請書への記載項目」に該当する内容

項目	更新	No.	評価基準	評価項目/判定基準	申請書への記載項目	※「申請書への記載項目」に該当する内容 記載内容または記載箇所 (ファイル名、シート名、ページ等)	質問事項等	評価結果	評価コメント	評価内容改善案等
利用者用文書類(ユーザマニュアルなど)の評価基準										
1.2.1 利用者用文書類の可用性										
		1	利用者用文書類は製品の利用者が使用可能であること。	・エンドユーザが全ての文書を利用可能であること。 ・電子ファイルの場合、参照方法や参照ツールの入手方法が記載されていること。	・エンドユーザへ提供する利用者用文書類の種類 ・電子ファイルの場合、以下の記載を確認 -参照方法 -参照ツールの入手方法	紙とPDFで提供している				
1.2.2 利用者用文書類の記載内容										
		1	利用者用文書類に記載された機能を利用者が実行できるように、具体的な操作方法が記載されていること。	利用者が実行できるように、具体的な操作方法が記載されていること。	・具体的な操作方法の記載箇所	操作画面ショットを使っている 設計書の画面は使っていない				
1.2.3 利用者用文書類の識別情報及び表示方法										
		1	利用者用文書類は、一意の識別子を表示すること。	利用者用文書類の識別ができること。	・利用者に提供する利用者用文書類(マニュアル)の種類と名称に対する識別子の記載を確認。	表紙 Ver12.1.4-操作ガイド				
		2	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品を製品識別子で指定できること。	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品の識別情報が記載されていること。	<必須項目> ・パッケージの識別情報 -パッケージの名称とモデルなど傍系の情報 -製品のコード -バージョン -文書の版 -文書の初版日 -現行版の発行日	表紙 Ver12.1.4-操作ガイド				
		3	利用者用文書類は、開発者等の供給者の社名及び住所が記載されていること。	利用者用文書類は、開発元や販売元の社名および住所(所在地住所またはWEBアドレス)が記載されていること。	・開発元社名(所在地住所またはWebアドレス) ・販売元社名(所在地住所またはWebアドレス)	裏表紙 p166				
		4	利用者用文書類は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。	利用者用文書類は、そのソフトウェアによって実現できることや提供されるサービスが記載されていること。	<必須項目> ・パッケージの構成目 ・ソフトウェアの機能・仕様説明 ・ソフトウェアの導入方法 ・ソフトウェアの利用方法 ・保証、支援(サポート)、規格 <条件付き項目> ・ソフトウェアの技術情報 ・用語 ・索引 <任意項目> ・試験方法 ・早見表(クイックリファレンス)	・パッケージの構成目 →特になし ・ソフトウェアの機能・仕様説明 →操作ガイドの文中 ・ソフトウェアの導入方法 →セットアップガイド →運用環境はP18、P101~ ・ソフトウェアの利用方法 →操作ガイドの文中 ・保証、支援(サポート)、規格 →保守サービス申込書				
利用者用文書類に記載している内容に関する評価の解説										
1.2.4 完全性										
				申請書中の各記載項目について、利用者用文書類中の該当箇所にその内容が記載されており、一致していること、および以下の追記事項を満たしていること	以下の項目に対する利用者用文書類中の該当箇所					
		1	利用者用文書類は、ソフトウェアを使用するために必要な情報を記述していること。	製品説明に記載してある機能について、また利用者が呼び出せる機能について、全て記載していること。	(1.2.3.2、1.2.3.3、1.2.3.4)において確認) <必須項目> ・パッケージの識別情報 ・パッケージの構成目 ・ソフトウェアの機能・仕様説明 ・ソフトウェアの導入方法 ・ソフトウェアの利用方法 ・保証、支援(サポート)、規格 <条件付き項目> ・ソフトウェアの技術情報 ・用語 ・索引 <任意項目> ・試験方法 ・早見表(クイックリファレンス)	-				

		2 利用者用文書類は、製品説明に記載された全機能及びエンドユーザが呼び出せる全機能を記述していること。	・利用者用文書類は、製品説明に記載してある機能はすべて記載してあること。 ・利用者用文書類は、利用者が呼び出せる全ての機能について記載してあること。	(下記項目については、一覧形式で記載) ・利用者が呼び出せる全機能の一覧と利用者用文書類中の該当箇所、およびその中で製品説明に記載されている機能の一覧	機能名 1文書複数添付ファイル アクセス権  文書の検索 ダウンロード 文書の登録 文書の詳細を見る 版管理 ライフサイクル管理 ログ機能 ワークフロー連携 文書記信	操作 ガイド P2 P96,P150 P8  P20 P10 P32 P11 P37 P12 P28 P13 P89 P14 P87 P15 P160 P16 P70 P17 P57 P18				
		3 利用者用文書類は、業務の故障又は停止を引き起こす処理対象のエラー及び欠陥の一覧を記述していること。特に、業務を終了するときデータが消失する条件を記述すること。	・利用者用文書類は、ソフトウェアの故障や停止を引き起こすようなエラーと不良の一覧が記載されていること。 ・利用者用文書類は、操作や処理業務の終了時にデータが消失するような条件について記載してあること。	・業務の継続に影響を及ぼすようなエラーや障害が発生したときに表示するメッセージや症状について、エラーメッセージ一覧 ・障害やエラーに限らず、利用者がデータを喪失するような、利用者にとって致命的な結果が起こりうる状況とその対応について記載されている、利用者文書類の箇所 (例えばファイルの保存など、特定の操作をしない場合に起こりうる状況)	p165 よくあるエラー エラー一覧記載は2015年9月を計画					
		4 利用者用文書類は、必要なデータのバックアップ及び復元の手引を記述していること。	利用者用文書類は、データのバックアップと復元手順について記載してあること。	利用者の操作や運用上のミス、ハードなどの障害発生時も含め、データを保全するためのバックアップと復元の具体的な手順について記載されている、利用者用文書類の該当箇所(ハードやOSなどのソフトウェア以外による障害発生などで、利用者独自の復旧がこんな場合を想定した支援体制がある場合には、その内容)	p163 バックアップについて					
		5 利用者用文書類は、その故障が重大な結果を発生させる機能について、操作方法はじめすべての必要な情報について記載してあること。	利用者用文書類は、その故障が重大な結果を発生させる機能について、操作方法はじめすべての必要な情報について記載してあること。	重要なソフトウェア機能(その呼称が安全性に影響を及ぼすことがある機能、または大規模な金銭上の損失若しくは社会的損失を起こすことがある機能)に関する操作方法や参照情報について記載されている、利用者用文書類の該当箇所 (例えば一般的な事務処理、会計の計算処理や給与計算、対外的な金銭上の問題を引き起こす請求業務など、重量なロジックを含むプログラム処理等)	当該ソフトウェアは文書管理ソフトウェアであり、直接的に生命・健康に関わらないと認識している。					
		6 利用者用文書類は、インストールに最低限必要なディスクの空き容量を記載してあること。	利用者用文書類は、ソフトウェアのインストールに必要なディスク容量の最小値を記述してあること。	ソフトウェアのインストールに必要なディスク容量の最小値を記載してある利用者文書の該当箇所。	リリースノート p1 サーバ要件					
		7 利用者用文書類は、ソフトウェアの管理機能についても、利用者が実行できるように、注意事項なども含めて必要な操作方法などが記載してあること。	利用者用文書類は、ソフトウェアの管理機能についても、利用者が実行できるように、注意事項なども含めて必要な操作方法などが記載してあること。	ソフトウェアの管理機能(※)に関して、利用者が実行するために必要な注意事項などを含む操作方法について記載されている、利用者用文書類の該当箇所 ※例として、データのバックアップ/リストア、初期化やバージョンアップ等のメンテナンス機能、ログ情報の管理等	p160 ログを使う					
		8 利用者用文書類が複数の分冊に分かれて提供される場合、利用者用文書類のすべての分冊の構成と、それぞれの文書の関係や用途について、いずれかの文書に記載してあること。	利用者用文書類が複数の分冊に分かれて提供される場合、利用者用文書類のすべての分冊の構成と、それぞれの文書の関係や用途について、いずれかの文書に記載してあること。	・利用者用文書類の全ての分冊の構成 ・それぞれの文書の関係や使う場面、使い方、目的がわかるように記載されている、利用者用文書類の該当箇所	本バージョンは分冊していないため該当しません。					
1.2.5 正確性										
		1 利用者用文書類の全情報は、主な対象としている利用者にとって適切なものであること。	利用者用文書類の記載内容と、検査完了後のプログラム動作や表示、操作方法などが一致していること。	・利用者用文書類の記載内容と、ソフトウェアの動作や表示、操作方法などが一致していることの確認方法とその記録文書(記録文書は申請に添付)  <記載例> ・ソフトウェアを検査した結果の記録や、検査に使用した仕様書や設計書など	利用者文書は、製品のスクリーンショットを利用している。 従って利用者文書とソフトウェアは一致している。					

		2 上記に含む	利用者用書類に外部の情報を記載した場合には、出典が具体的かつ正確であり、出典をたどることができること。	・利用者用書類中、外部の情報を記載している場合の概要と、出典記載箇所について  <記載例> ・税額の計算方法などで公示された情報など、情報源が外部にあるものであれば、その情報の所有者、記載者またその日付など	該当しない				
		3 利用者用書類は、情報に曖昧さがないこと。	文章表現のうえで、「～かもしれません」「～なるでしょう」などの、あいまいな表現がないこと。	・利用者用書類について、その中に存在しないことを確認した曖昧な表記の一覧  <記載例> ・「～かもしれません」 ・「～なるでしょう」 ・「大きい」 ・「少ない」 ・「大量」	以下の文言は使用していません ・「～かもしれません」 ・「～なるでしょう」 ・「大量」  p25とp86で使っている ・「大きい」 ・「少ない」 両方とも等号に関する意図的記述がある				
		4 上記に含む	数値の記載については、「大きい」「少ない」「大量」などの漠然とした言葉の表現でなく、数字を使用した表現であること。	上記に含む	上記				
1.2.6 一貫性									
		1 利用者用書類の文書は、それ自体の内容、利用者用書類間、製品説明間で矛盾がないこと。	利用者用書類の文書は、それ自体の内容、利用者用書類間、製品説明に記載した内容と、記載内容が一致していること。	・製品説明の記載内容と、利用者用書類の記載内容が一致していることの「確認方法」とその「記録文書」(記録文書は申請に添付)  <確認方法の記載例> ・製品説明に記載された各項目に対する、利用者用書類の記載箇所の確認	製品説明は、利用者文章を参考にしているので記載内容は一致している。				
		2 上記に含む	利用者用書類を構成する各印刷物や、電子ファイル、オンラインヘルプなどで記載内容が一致していること。	・利用者用書類を構成する各印刷物と、電子ファイル、オンラインヘルプなどで記載内容が一致していることの「確認方法」とその「記録文書」(記録文書は申請に添付)  <確認方法の記載例> ・利用者用書類が電子ファイルを印刷したものであること ・利用者用書類に記載された各項目に対する、オンラインヘルプの記載箇所の確認	オンラインヘルプ機能はない				
1.2.7 理解性									
		1 利用者用書類は、既製ソフトウェア製品が主な対象としているエンドユーザ集団が理解できること。専門分野の人たちが対象となる場合、理解できる専門用語及び様式を使用すること。	利用者用書類は、当該既製ソフトウェアを利用すると想定されるエンドユーザが理解できる用語や表現で記載していること。	・当該製品を利用すると想定されるエンドユーザ集団 ・エンドユーザが専門分野の集団である場合、利用者用書類中で使用されている専門用語や様式の参照先(参照先が存在しない場合には、その一覧を申請に添付)	・利用者は、一般的な業務担当要員 運用管理者は、DQ管理システム基盤管理者を想定 ・DQ管理システムの標準部品はp4で説明				
		2 上記に含む	用語に複数の意味がある場合や意味する範囲が一般と異なる場合は、利用者用書類は、用語の一覧などで当該既製ソフトウェアでの意味合いを説明していること。	・用語に複数の意味がある場合や意味する範囲が一般と異なる場合に、その意味合いについて説明している、利用者用書類の該当箇所	略した名称の記述は、2枚目 DQ管理システム独自の定義はp2				
		3 上記に含む	利用者用書類は、特定の専門家が高レベルの用語や表現を使っていること。	No.1に含まれる	管理者用は、p84以降にまとめた				
		4 利用者用書類を構成するそれぞれの文書の一覧を作成したうえで、それを使う場面、使い方、目的を利用者に分かりやすいように説明していること。	利用者用書類を構成するそれぞれの文書の一覧を作成したうえで、それを使う場面、使い方、目的を利用者に分かりやすいように説明していること。	・利用者用書類の全ての分冊の構成と、それぞれの文書の関係や使う場面、使い方、目的がわかるように記載されている、利用者用書類の該当箇所(1.2.4 No.8と同じ)	本バージョンは分冊していないため該当しません。				
1.2.8 製品品質・機能適合性									

		1	利用者用文書類は、製品説明に記載されている全ての制限事項が記載されていること。	利用者用文書類は、製品説明に記載されているとおりに、制限事項が記載されていること。	製品説明に記載された全ての制限事項がマニュアルに記載されている該当箇所	DQ管理システム仕様:p164 利用上の注意事項/制限事項				
1.2.9 製品品質-互換性										
		1	利用者用文書類は、ソフトウェアを使用するために必要な互換性に関する情報が、記載されていること。	利用者用文書類は、ソフトウェアを使用するために必要な互換性に関する情報が、記載されていること。	マニュアルに記載されたソフトウェアを使用するために必要な互換性に関する説明を行う該当箇所	基盤の互換は、リリースノート 1サーバ要件、4制限事項に記載				
		2	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品が特別なソフトウェアやハードウェアとの依存関係がある場合は、その情報が記載されていること。	利用者用文書類は、既製ソフトウェア製品が特別なソフトウェアやハードウェアとの依存関係がある場合は、その情報が記載されていること。	ソフトウェア/ハードウェアの参照  <記載例> ・データベース等のミドルウェア ・サーバ、プラットフォームなどのハードウェア ・版 ・特定のオペレーティングシステム	リリースノート 3.3検証済環境に記載				
		3	利用者用文書類は、利用者が呼び出すことができる他のソフトウェアがある場合、そのソフトウェア及びインタフェースが記載されていること。	利用者用文書類は、利用者が呼び出すことができる他のソフトウェアがある場合、そのソフトウェア及びインタフェースが記載されていること。	・ソフトウェアに関する記載 ・インタフェースに関する記載	APIは現時点では未公開				
1.2.10 製品品質-使用性/習得性										
		1	利用者用文書類は、ソフトウェアの使用方法を学ぶために必要な情報を提供していること。	利用者用文書類は、エンドユーザがソフトウェアの使用方法を習得できるように説明されていること、あるいは、ソフトウェアの使用方法を習得できるような教材が用意されていること。	・エンドユーザがソフトウェアの使用方法を習得できるように説明されている、利用者用文書類の該当箇所 ・ソフトウェアの使用方法を習得するための教材の有無、およびその内容を説明している、利用者用文書類の該当箇所、または添付文書(添付文書は申請に添付)	利用者用教材は提供していない。  ユーザーが行いたい機能の説明を記述してから、方法の種類、細部の説明を記述する方法とした。  独自の考え方や用語は説明を重視した p2 文書の管理構造について p20 文書をさがす <del>このマニュアルは、</del>				
		2	上記に含む	利用者用文書類は、他のマニュアルや教材などの参照箇所などを記載することで、使用方法を習得しやすいように考慮されていること。	使用法の習得を目的に、他のマニュアルや教材などの参照箇所を記載している場合、利用者用文書類の該当箇所	p77 ワークフロー自体の操作 p102 iAPアカウントの設定 上記はiAP側マニュアル参照と記載				
1.2.11 製品品質-使用性/運用操作性										
		1	利用者用文書類が印刷物でない場合、文書が印刷可能かどうかを示していること。	マニュアルをPDFなどの電子ファイルで提供するような場合には、印刷ができるかどうかを記載していること、また印刷できる形式になっている場合は、印刷するための手順などを記載していること。	・マニュアルの提供形式:印刷物、またはPDFなどの電子ファイル ・電子ファイルの場合に、印刷ができるかどうかを記載している、利用者用文書類の該当箇所 ・印刷できる形式になっている場合は、印刷するための手順などを記載している、利用者用文書類の該当箇所	出荷時は、紙とPDF PDFの印刷手順は不記載 (PaaS-PTのpdfのマニュアルには該当する記載はない)				
		2	利用者用文書類が印刷可能な場合には、印刷物を手に入れる方法を示していること。	印刷できる形式になっている場合は、印刷するための手順名を記載していること。印刷に必要なソフトがあれば同梱するか、入手方法を記載してあること。	・印刷に必要なソフトの有無 ・上記ソフトの提供形態:同梱、または入手方法の記載 ・上記入手方法が記載されている、利用者用文書類の該当箇所	同上				
		3	カード形式や早見表(クイックリファレンス)などの形態になっていない利用者用文書類の場合、利用者用文書類は、目次や索引、項目一覧などを付記してあること。	カード形式や早見表(クイックリファレンス)などの形態になっていない文書であれば、目次や索引、項目一覧などを付記してあること。	・カード形式や早見表(クイックリファレンス)などの形態になっていない文書について、目次や索引、項目一覧などを付記してある、利用者用文書類の該当箇所	・目次は4枚目から ・項目検索はPDFの機能を使う前提				
		4	利用者用文書類は、文書の中で使われているいくつかの用語を理解するのに必要な用語及び略語を明確にして、定義していること。	利用者用文書類は、文書の中で使われているいくつかの用語を理解するのに必要な用語及び略語を明確にして、定義していること。	・用語を略して記載している場合は、略語の定義を記載してある、利用者用文書類の該当箇所	・PaaS-PTの略語は2枚目 ・ドキュメント管理システム用語の略語は使わない方針				
1.2.12 製品品質-信頼性										

		1	利用者用文書類は、信頼性の特性とその運用操作法が記述されていること。	利用者用文書類は、信頼性に関する特性とその運用操作法が記述されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性に関する以下の項目について記載されている、利用者用文書類の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 不正な入力データの制御機能やメッセージ</li> <li>- 操作誤りや何らかの障害によるデータ喪失</li> <li>- データ量の許容件数や処理時間などの性能値</li> <li>- 障害発生時の対処方法などの障害許容性や回復性</li> </ul> </li> <li>・ソフトウェアに存在する障害と発生頻度など(※)の成熟性等の副特性について記載されている場合、利用者用文書類の該当箇所</li> <li>※ 例として、他の処理中(集計処理中等)に読み取りを行った場合、まれに読み取りエラーとなることがある等。(対処方法として、再度読み取りを行う等。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性に関する以下の項目について記載されている、利用者用文書類の該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限について:p96</li> <li>・データの許容件数など:p164</li> </ul> </li> <li>・ソフトウェアに存在する障害と発生頻度など(※)の成熟性等の副特性について記載</li> <li>・制限事項:リリースノートp3</li> <li>・既知の問題:リリースノートp5</li> </ul>				
1.2.13 製品品質-セキュリティ										
		1	利用者用文書類は、利用者が管理するそれぞれのデータに対して、ソフトウェアが管理するセキュリティレベルを明確にするのに必要な情報を記述していること。	利用者用文書類は、利用者が管理するデータに関して、そのセキュリティレベルを明確にする情報が記載されていること。	セキュリティに関して記載のある該当箇所	p96 アクセス権限について p150 アクセス権限を設定する				
		2	上記に含む	No1に含まれる	利用者が利用するデータに関してセキュリティレベルを明確にする情報が記載している該当箇所	上記				
1.2.14 製品品質-保守性										
		1	利用者用文書類は、保守サービスの提供の有無を記述していること。	利用者用文書類は、保守サービスの提供の有無が記載されていること。	保守サービスの提供の有無の記載箇所	保守サービス申込書				
		2	利用者用文書類は、保守サービスが提供される場合は、ソフトウェアのリリース計画に従って、その保守サービスについて記述していること。	利用者用文書類は、保守サービスが提供される場合は、ソフトウェアのリリース計画に従って、その保守サービスに関する情報が記述されていること。	保守サービスの内容に関する記載箇所	保守サービス申込書				